

## 交通事故による負傷者を救護した者に対する報償金贈与要綱の運用について（例規甲）

（昭和 56 年 9 月 29 日）  
兵警交企例規第 15 号）

交通事故による負傷者を救護した者に対する報償金贈与要綱（昭和 56 年兵庫県公安委員会告示第 86 号。以下「要綱」という。）の運用については、次により適正な処理を図りたい。

なお、交通事故負傷者を搬送した者に対する報償金贈与要綱等の制定について（昭和 42 年兵警交総例規第 58 号）は、廃止する。

### 記

#### 第 1 趣旨（第 1 条関係）

救護者に対する報償金は、救護活動により被った被害を償い善意の労に報いることにより、負傷者の救護活動を促進するため贈与するものである。

#### 第 2 定義（第 2 条関係）

##### 1 交通事故

要綱の対象となる交通事故とは、兵庫県の区域内で発生した人身事故をいい、当該交通事故の被害者を他府県の医療機関に搬送した場合も含まれる。

なお、踏切内の自動車又は電車の人身事故は、交通事故に含まれるが、それ以外の場所における事故は含まない。

##### 2 負傷者

負傷者とは、交通事故により負傷した者をいい、客観的に即死と判断される者以外は、医師の診断によって死亡が認定されない限り、外見上脈はく又は呼吸の停止、意識不明等の状態の者を含むものとする。

また、交通事故と負傷との間に因果関係が認められれば、屋内で負傷したものも含むものとする。

##### 3 医療機関

医療機関とは、病院、医院、診療所等すべての医療施設をいう。

##### 4 救護活動

###### (1) 搬送行為

搬送行為とは、負傷者を直接医療機関へ運ぶ行為のほか搬送途中で救急用自動車、警察用自動車等の乗務員に引き継ぐ行為を含むものとする。

###### (2) 救出行為

救出行為とは、自力で行動することが困難な負傷者を対象としたおおむね次のような行為をいう。

ア 事故車両、工作物等に閉じこめられた負傷者を救出する行為

イ 負傷者を道路端、付近の空地等へ移動させる行為

###### (3) 援助行為

援助行為とは、おおむね次のような行為をいう。

ア 搬送行為又は救出行為に際し、その安全を図るため、交通の整理誘導をする行為

イ 交通事故の通報に際し、その負傷者の位置の発見が困難な場合、当該位置まで案内する行為

ウ 負傷者を救出するためロープその他の物件を貸与する行為

#### 第 3 報償金の贈与対象者（第 3 条関係）

##### 1 贈与対象者

(1) 救護活動した者は、その住居地のいかんを問わず報償金の贈与対象者として扱うものとする。

(2) タクシー運転者等が負傷者を有償で搬送した場合も贈与対象者とする。

##### 2 贈与対象者から除外する者

###### (1) 交通事故の当事者及び当該事故に係る車両等の乗務員

当該交通事故に係る車両等の運転者、車掌、助手等道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 72 条第 1 項の規定により、負傷者の救護義務を負う者をいう。

###### (2) 警察職員及び消防職員

ア 消防団員については、報償金の贈与対象者として扱うものとする。

イ 公務外の警察職員及び消防職員については、報償金の贈与対象者として扱うものとする。

る。

(3) 交通事故の当事者の親族

親族とは、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 725 条に規定する 6 親等内の血族、配偶者及び 3 親等内の姻族をいう。

(4) その他報償金を贈与することが社会通念上適当でないと認められる者

ア 救急用務従事中の医療機関関係者

イ 交通事故当事者以外のもので当該交通事故の発生に因果関係を有する者

ウ 交通事故当事者の車両に同乗中の雇用者、同僚等

第 4 報償金の額等（第 4 条関係）

1 救護金が競合する場合の扱い

(1) 同一人が搬送行為、救出行為及び援助行為のうち、2 以上の行為を競合して行った場合の贈与額は、要綱第 4 条に規定する当該救護活動の基準額の多い額を適用するものとする。

(2) 要綱第 4 条各号に掲げる救護活動のうち、いずれか一つの救護活動を 2 人以上の者が協力して行った場合は、1 件の救護活動として扱うものとする。ただし、2 人以上の者が要綱第 4 条各号に掲げる救護活動を個別に行ったときは、それぞれの救護行為を別個の行為として扱うものとする。

2 特別な理由のある場合の報償金の増額

要綱第 4 条ただし書に規定する増額の基準は、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 救護活動によって救護者の被服、車両のシート等の汚損、破損の程度が著しい場合 4,000 円以上 5,000 円以下

(2) 救護活動に際し献身的な努力を払い、相当な困難を克服して活動したと認められる場合 3,000 円以上 5,000 円以下

(3) 救護活動の時間的負担の著しい場合 2,000 円以上 5,000 円以下

第 5 報償金の受理手続き等（要綱第 6 条関係）

1 救護活動の申告

警察職員は、要綱第 6 条に規定する申告を受けたとき、又は救護活動を認知（現認）したときは、救護活動認知（現認）報告書（様式第 1 号）により要綱第 5 条に規定する警察署長等（以下「警察署等」という。）に報告又は通報するものとする。

2 救護カードの備付け

警察署長等は、管内の各医療機関に救護カード（要綱別記様式）を備付けるとともに、その補充について配慮しなければならない。

3 救護者の確認

警察署長は、救護カード又は救護活動認知（現認）報告書（以下「救護カード等」という。）を受理したときは、当該救護カード等に記載された者が救護者に該当するか否かを確認するものとする。

4 救護カード等の移送

警察署長等は前記 3 による確認の結果、当該救護カード等に記載された交通事故現場が他の警察署管内又は交通部高速道路交通警察隊の担当道路であるときは、速やかに当該救護カード等を当該交通事故の処理を担当する警察署長等へ移送するものとする。

5 報償非該当の通知

救護カード等を受理した警察署長等は調査の結果報償金贈与対象者に該当しないことが判明したときは、速やかに報償非該当通知書（様式第 2 号）により救護者に、その旨を通知するものとする。

第 6 報償金の額の認定（第 7 条関係）

1 報償金贈与通知書

警察署長等は、報償金を贈与する場合は、報償金贈与通知書（様式第 3 号）に報償金を添えて交付するものとする。

2 報償事務取扱処理簿

警察署長等は、救護カード等により報償事務を取り扱ったときは、その状況を報償事務取扱処理簿（様式第 4 号）により明らかにしておくものとする。

第 7 人身事故報告書への記載

交通事故処理を担当した警察官は、救護者に対する報償事務処理を容易にするため、人身事故報告書の右面の救護者欄に、救護者の住所、氏名その他参考事項を記入するものとする。